

# “性の多様性”に関する教職員の理解

——教職員に対するアンケート調査から——

眞 野 豊

(受付 2018年5月31日)

## はじめに

日本の学校教育の内容や指導方法を定めた学習指導要領は、異性愛を前提とした記述であり、性の多様性については一切言及していない<sup>1</sup> [文部科学省 2008a, 2008b, 2009]。一方で文部科学省は、2010年以降になって「性同一性障害」に係る通知や調査を行ない [文部科学省 2010, 2014, 2015]、2016年には、教職員向け周知資料として「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を公表するなどしてきた [文部科学省 2016]。これらはいずれも性同一性障害を中心とした内容ではあるものの、文部科学省が性的マイノリティの子どもへの配慮や支援の必要性に言及した意義は大きく、性の多様性を踏まえた現場レベルでの草の根的な取り組みを後押ししたと考えられる<sup>2</sup>。また、性的指向や性自認、いわゆる SOGI の多様性をめぐる国際的な動向<sup>3</sup>からも、学校教育において多様な性のあり方を人権と捉えて尊重し、性的指向及び性自認によって差別されない学習環境を保障することや多様な性についての学習機会を保障することは、今日的に重要な課題であると言える。しかし、異性愛前提の学習指導要領を採用している日本の学校では、教員側も性の多様性についての学習機会が十分に保障されているわけではない。教員が性のあり方について偏った認識を持っていたり、性差別的あるいは同性愛嫌悪的であったりすると、性的指向や性自認を理由とした差別を放置するだけではなく、性的マイノリティに対する差別を助長することにもなりかねない。このように性的指向及び性自認が尊重される教育

- 1 文部科学省は、学習指導要領改訂案に対するパブリックコメントの結果を2017年3月に公表したが、「異性への関心が芽生えること」等は思春期の主な特徴の一つとして必要な指導内容」とし、性的マイノリティについて扱うことは、「保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しい」とする回答を示し、2020年から実施される新学習指導要領でも現行の異性愛前提がそのまま継続される見込みである [文部科学省 2017]。
- 2 例えば、福岡県糸島市では、「性的少数者の人権に係る理解を促す授業モデルを開発する実践的な研究」が進められ、「教師用の手引き」が作られた [糸島市教育委員会 2018]。
- 3 2006年に国連で採択されたジョグジャカルタ原則（性的指向及び性自認に関連する国際人権法の適用に関する原則）や2011年に国連で採択された決議「人権と性的指向・性自認 (Human rights, sexual orientation and gender identity)」 [谷口 2011]。

を実現する際に、教員の無知が妨げとなる可能性がある。したがって、まずは、実際に指導にあたる教職員たちが性的マイノリティや性の多様性についてどのように理解し、考えているのかを把握する必要があると考える。

そこで本稿では、教職員に対するアンケート調査の結果をもとにして、日本の公立学校に勤める教職員たちが性的マイノリティや性の多様性についてどのように理解し、考えているのかについてその一端を明らかにする。

## 1. 先行研究

日高庸晴が、全国の自治体の5979人の教員を対象に行った性的マイノリティに関する意識及び対応についての実態調査（調査実施時期：2011年11月－2013年2月）によると、約半数の教員が「LGBTについて、授業で取り扱う必要がある」と答えている〔日高 2013〕。そのうち「同性愛について教える必要がある」と回答したのは62.8%、「性同一性障害について教える必要がある」と回答した者が73.0%であった。したがって、教員の半数以上はLGBTについて授業で教える必要があると考えており、その中身については、同性愛について教える必要があると考える者よりも、性同一性障害について教える必要があると考える者の方が若干多いことがわかる。このような結果の背景には、これまでの文部科学省の通知が性同一性障害に偏っていたことなどがあると考えられる<sup>4</sup>。同調査によると、「LGBTについて授業に取り入れた経験」があるのは、13.7%にとどまっている〔同前〕。同性愛については6割以上、性同一性障害については7割以上の教員が「教える必要がある」と考えているにも関わらず、実際に教えたことがある教員は約1割という結果である。授業でLGBTについて取り上げなかった理由としては、「教える必要性を感じる機会がなかった」42.3%、「同性愛や性同一性障害についてよく知らない」26.1%、「教科書に書かれていない」19.1%、「教えたいと思うが教えにくい」19.1%、「学習指導要領に書かれていない」15.2%と回答している。教える必要性を認識しつつも実際には教えていないという実態の背景には、学習指導要領や教科書の中に性的マイノリティや性の多様性についての記述が存在しないことの他に、そもそも教員自身が授業で教えられるほど性的マイノリティや性の多様性について「知らない」た

4 2003年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、2010年代以降は教育の分野でも文部科学省の通知などを通して「性同一性障害に対する配慮」が要請されるようになってきた。性同一性障害という医学用語は、性自認と生物学的性が一致している状態を正常（健康）とみなし、一致していない状態を異常（病気）とみなすものであり、異性愛規範がその前提にある。したがって、しばしば性同一性障害という用語は、同性愛に対する嫌悪を覆い隠し、隠れ蓑としても機能すると考えられる。また、性同一性障害が日本において注目された背景について河口和也は、①医学の問題として提示されたこと、②端的に「心の性」と「体の性の不一致」とみなされたことの2点を挙げている〔風間・河口 2010〕。

めに「教える自信がない」といった教員側の実情があるのではないかと考えられる。さらに、42.3%は「教える必要性を感じる機会がなかった」と回答している。このように回答した教員は、これまでに性的マイノリティの子どもと接する機会がなかったと認識しているか、性的マイノリティに対する差別を目の当たりにしたことはなかったと認識していると考えられる。しかし、教員たちのこのような認識は、性的マイノリティの子どもたちが直面する現実とは大きな隔たりがある。民間の調査によると国内では5%～8%前後が性的マイノリティであると推計されている<sup>5</sup>。したがって統計上は、おそらくほとんどの教員が性的マイノリティと接しているはずであり、ただその存在が教員には見えていない、あるいは見え難いということである。さらに、性的マイノリティに対する差別事象はめずらしいことではない。性的マイノリティの子どもが差別やいじめ被害に遭いやすく、不登校や自傷行為、自殺願望と密接な関係があることは、国内外の調査が明らかにしてきたことである<sup>6</sup>。したがって、教員による「教える必要性を感じる機会がなかった」という回答は、現実に学校空間で生じている性的マイノリティに対する（あるいは性的指向及び性自認を理由とした）差別事象の多くを教員たちが見過ごしている現実を表していると言える。より明確に言えば、教員の多くが性的指向や性自認を理由とした差別事象を差別事象とは認識していないのである。

また、同調査では、同性愛に関する基本的な知識についても、「同性愛は精神的な病気のひとつだと思いますか」という質問に、5.7%が「そう思う」、25.1%が「わからない」と回答している。また、「同性愛になるか異性愛になるか、本人の選択によるものだと思いますか」という質問には、38%がそう思う、32.8%がわからないと回答しており、約7割の教員に知識の不足や誤解が生じていることがわかっている〔日高 2013〕。

こうした教員の知識の不足が、学校内で発生している性的マイノリティに対する暴力、あるいは性的指向や性自認を理由とした暴力を見過ごさせ、教える必要性を認識しつつも学校における具体的な指導を困難にさせている要因であると考えられる。

こうした多様な性に関する（性）教育の実施をめぐる教員の現状認識や葛藤、意識について、小宮明彦は、2007年から2008年にかけて質的な調査を行っている。小宮は、全国の中学校（5158校）を対象に性教育に関する量的な調査を行ない、調査対象となった学校から面接

5 株式会社パジェンタが2006年に行った調査では、日本人の4%が同性愛者であるという推計値が報告されている。一方、電通ダイバーシティ・ラボが2015年に行った調査によると日本人の7.6%が性的マイノリティと推計されている〔電通 2015〕。電通は、2012年にも調査を行っており、日本人の5.2%が性的マイノリティであるとしていた〔電通総研 2012〕。推計値が増加した理由について電通は、「調査手法の変更、社会環境の変化や関連情報の増大によって該当者の自己認識に影響があったことなどが想定される」としている〔電通 2015〕。ただし、これらの推計値については、回答者の自己認識が多様であることや調査自体の難しさが存在することから、公表されているそれぞれの推計値の信頼性については限界があることも押さえておく必要がある。

6 〔日高他 2007〕、〔いのちリスペクト。ホワトリボン・キャンペーン 2014〕、〔Human Rights Watch 2016〕など。

調査への協力者を募り、計 8 名の教員に対して面接調査を行なった。その結果から小宮は 4 つの相①性的少数者をめぐっての教師による認識の有無、②実践に際しての教師の余裕の有無、戸惑い、③学習課題としての「性の多様性」をめぐる教師の認識状況、④教師による性の多様性についての肯定的な情報伝達、に類型化し分析をしている [小宮 2011]。

この結果から小宮は次のような結論を述べている。「ほとんどの教師は、性の多様性について何らかの知識を持っているが、それが生徒に伝達されているかとなると、教師自身の学習歴や現場のニーズをどう把握しているかによって異なってくる」 [小宮 2011 : 149]。さらに、教員のなかには、「生徒の中に性的少数者がいることをまったく想定していない教師」もいることから、教員養成の場面で十全に学ばれる必要があるともしている [同前]。小宮の調査からは、教員の中にはすでに、性的マイノリティや性の多様性についてなんらかの知識を有している者がいるものの、それを授業に取り入れれたり、生徒指導に活かしたりできる教員はまだまだ少ない学校現場の現状を明らかにしている。

## 2. 福岡県内の教職員を対象としたアンケート調査

### 2-1. 調査の概要

ここからは、筆者が福岡県内の教職員を対象に行った性の多様性に関するアンケート調査について見ていく。この調査は、2015年4月から2016年8月にかけて、「性の多様性についての理解を促すこと」を目的とした研修会を実施した際に、事前アンケートとして受講者に回答してもらったものである。

この調査では、研修を受ける前の教員の認識を把握するために、表1にあるような5つの質問項目について尋ねた。それぞれの設問の意図は次の通りである。

問1 「これまで性の多様性や性的マイノリティに関する研修を受けたことがありますか」は、性の多様性や性的マイノリティに関する受講者の既習状況を把握するために設けた問いである。

問2 「「性的少数者」のうちどのくらいの割合が「性同一性障害者」だと思いますか」という質問を設定したのは、性的マイノリティに関する文部科学省の通知は、圧倒的に性同一性障害の表記が多いことから、性同一性障害という言葉だけが先行し、性的マイノリティ＝性同一性障害と考える教員が多いのではないかと考えたからである。電通ダイバーシティ・ラボの推計値を採用すれば、性的マイノリティの人口は、912万人いることになる。これに対して、国内の性同一性障害に相当する人口の推計は2800人に1人であることから [池田 2013]、人口に換算すると約43000人程度いることになる。これらのデータに従えば、性的マイノリティ全体からみた性同一性障害（者）の占める割合は、1%に満たないことになる。また、LGBT

(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)という性的マイノリティの総称に表されるように、そもそも性的マイノリティの構成員は、(性的マジョリティの構成員が多様であるのと同様に)多様であり、そうした多様性を理解することがより重要である。

問3は、2015年4月に東京都渋谷区で始まったいわゆる「同性パートナーシップ条例」に対する受講者の認識を確認するために設けた設問である。渋谷区の条例で発行される「渋谷区パートナーシップ証明書」は、あくまで自治体が独自に発行するものであって、既存の婚姻制度とは異なり、法律上の効果は一切ない。筆者はこの点についての受講者の認識を確かめる意図でこの問いを設けた。しかし、設問中の「婚姻制度」については、既存の異性同士の婚姻制度と同性間の婚姻制度(同性婚)とを区別していなかった。そのため、この設問で得られた回答は、「既存の婚姻制度や同性婚と比べてときどう思うか」という問いに対する回答であると理解しながら分析する必要がある<sup>7</sup>。

問4「「同性婚」が認められると「少子化」が進むと思いますか」という設問をしたのは、同性婚などの性的マイノリティの権利を法的あるいは社会的に保障する枠組みに対して、少子化と結びつけることで否定的な態度をとる者が少なからずいるのではないかと予想したからである。このような予想を立てたのは、筆者が行った研修会の質疑応答の場面で、しばしばこうした言説を語る受講者からいたからである。性的マイノリティと少子化とを結びつける言説を信じる教員は、学校教育の中で性の多様性について取り組むことに対して否定的な態度をとることがあるため、こうした誤解をしている教員がどれほどいるのかを確かめたいうえで、誤解を解くような手立てを講じなければならないと考える。

問5「「性的少数者」の存在や「多様な性」について、子どもにはいつから教えるべきだと思いますか」を設定した理由は、教員の中には性的マイノリティや性の多様性について子どもに教えることに対して、子どもの発達段階を理由として、「早すぎる」または「教える必要はない」と考える者がいるのではないかと考えたからである。

これらのアンケート調査を実施した教職員研修会の背景は様々であり、性的マイノリティや性の多様性について関心のある教員によって構成された研修会もあれば、学校長や教育委員会が主催し、関心の有無に関わらず、職員の全員参加が義務付けられた研修会もあった。このうち、関心のある教員によって構成された研修会で得られたデータは、教職員一般の意識や認識と比べて、隔たりがあることが予想される。この問題を排除するため、基本的に「全職員参加型」の研修会に絞って、アンケートの集計を行った。また、この事前アンケートは研修の受講者全員に配布し、全員から回収したので回収率はほぼ100%であり、有効回答数は

7 この点については、設問の段階で、婚姻制度が既存の制度を指すのか、同性婚を指すのかを明確に区別すべきであった。しかしながら分析の段階で、得られた回答には、既存の婚姻制度と比べたもの他に同性婚と比べたものが含まれていることを考慮することで、この問題に対処することとした。

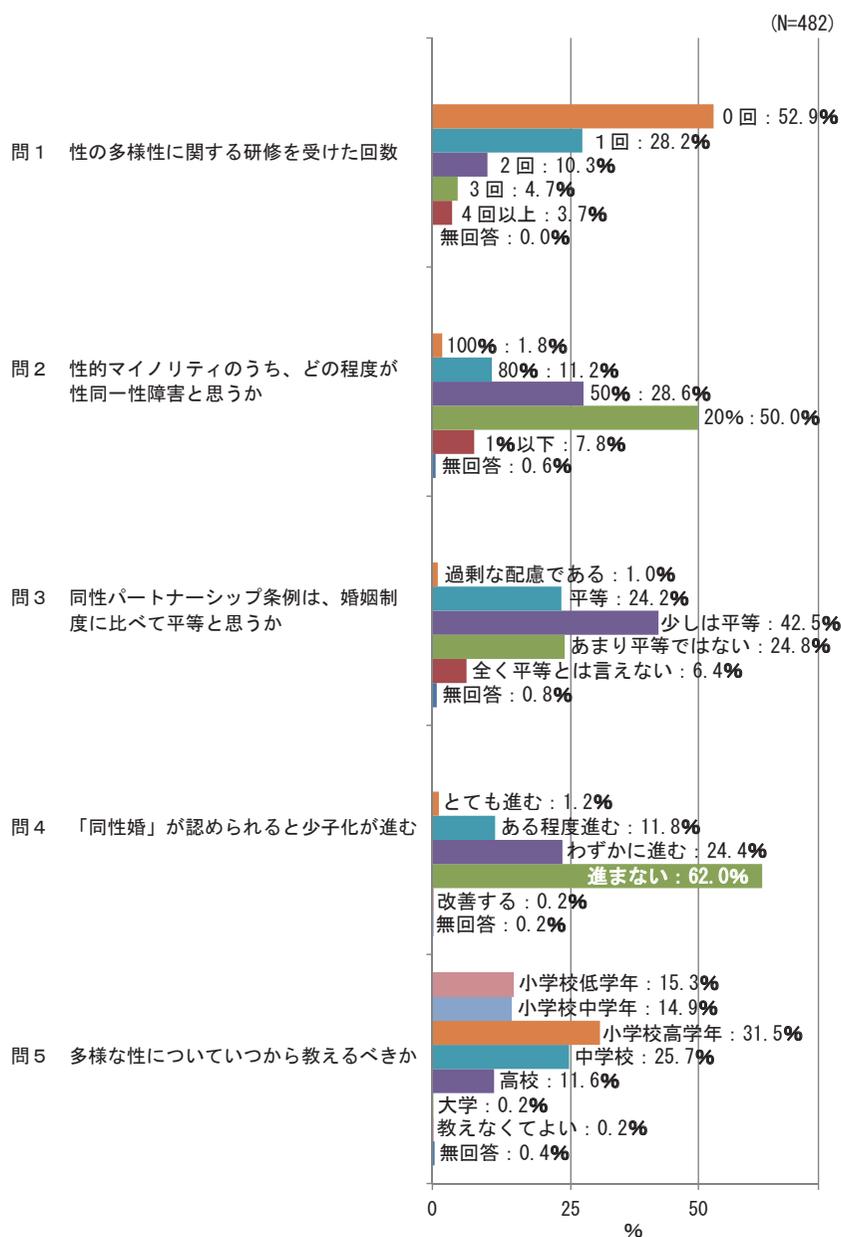


図 1 “性の多様性”に関する教職員の認識（事前アンケートの集計結果）

482人となった。図 1 はその結果をグラフにしたものである。

## 2-2. 結果の分析

問 1 の結果から、受講者の半数以上が性的マイノリティや性の多様性について学ぶのは初

めてであることがわかった。また、過去に一度学んだことがある者が28.2%であり、全体の8割がほぼ初心者であるということがわかる。したがって、回答者のほとんどが性の多様性について学ぶのは初心者であり、問2以降の回答は、性の多様性についてほとんど学んだことのない教員の認識として理解することができる。

問2「性的少数者のうちどのくらいの割合が性同一性障害者だと思いますか」については、20%と回答した者が最も多く、次いで50%、80%と認識している者が多い。正答の1%以下と回答した者は、7.8%であった。したがって、9割以上の教職員が性的マイノリティに占める性同一性障害の割合を実際よりもかなり多く見積もっており、大きく誤認していることがわかった。性同一性障害とは、性別適合手術を含めた様々な治療を前提とした医学的な診断名であるが、性的マイノリティの多くが性同一性障害に相当するという誤った認識は、本来は治療の必要のない性的マイノリティに対して治療を前提とした支援がなされる危険性を孕んでいる。また、こうした「性的マイノリティ=性同一性障害」といった決めつけは、不必要な医療行為が当事者の身体に大きな負担としてのしかかるだけではなく、当事者の児童生徒から、多様な生き方を選択する自由及び未来を奪うこともなりかねないため特に注意が必要である。

問3のいわゆる「同性パートナーシップ条例」についての認識では、約7割の回答者が、「平等」(24.2%)もしくは「少しは平等」(42.5%)と回答している。したがって、約7割の受講者が、渋谷区の同性パートナーシップ条例について、既存の異性同士の婚姻制度や一部の国で認められている同性婚と比べて平等なものであると考えていることがわかる。しかし、同性パートナーシップ条例はあくまで条例であって、法的な効果はない。その意味では、婚姻制度とは大きな差があるといってよい。したがって、多くの受講者が、同性パートナーシップ条例を実際よりも、既存の婚姻制度に近いものであると誤解している可能性が示された。一方、「あまり平等ではない」もしくは「全く平等とはいえない」と回答している者は3割おり、これらの受講者は同性パートナーシップ条例と既存の婚姻制度を単純に同じようなものとは考えていないことがわかった。なお、渋谷区のパートナーシップ条例では、証明書の発行が有料であるが、その事実について認識している教員はさらに少ないのではないと思われる<sup>8</sup>。

問4「同性婚が認められると少子化が進むと思いますか」については、62.0%が「進まない」と回答している。その一方で、同性婚が認められることによって少子化が「ある程度進む」(11.8%)または「わずかに進む」(24.4%)と回答しており、4割近い教員が性的

8 渋谷区において、「パートナーシップ証明書」を発行するまでに要する費用は、15300円～。これに対して、世田谷区の「パートナーシップ宣誓書受領証」発行に要する費用は0円であり、自治体により費用には開きがある〔エスマラルダ、KIRA 2015:113〕。

マイノリティと少子化との間に因果関係があると考えていることがわかった。性的マイノリティの存在と社会における少子化とを結びつける言説は、性的マイノリティの人権を社会的あるいは法的に保障する枠組みの制定や教育現場で教えることに対する否定的な考えへと結びつき得ることから、このような誤解をいかに解消するかということが大きな課題である。

最後の問5「多様な性についていつから教えるべきか」という質問では、「大学以降」と答えた者はほとんどおらず、小学校高学年(31.5%)、中学校(25.7%)と、6割近い教員が小学校高学年から中学校で教えるべきだと考えていることがわかった。先行研究[日高 2013]では、多くの教員がLGBTについて授業で教えることの必要性を認識していることが明らかになっていたが、本研究の調査結果からは、小学校高学年から中学校の間に教えるのが最適であると考えられる教員が最も多いことがわかった。一方、小学校低学年、小学校中学年で教えるべきだと考える教員もそれぞれ15%程度いた。実際には、小学校低学年あるいは就学以前から、性的マイノリティに対するいじめや暴力が始まることから[いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン 2014]、小学校高学年や中学校に入ってから教えるのではすでに遅く、性的指向や性自認を理由とした差別を放置することになりかねない。したがって、小学校低学年もしくは、就学以前から発達段階に応じて、多様な性に関する学習機会を保障することが必要である。

### 結びにかえて

本研究では、教職員に対するアンケート調査の結果を分析し、教職員たちが性的マイノリティや性の多様性についてどのように理解し、考えているのかについて考察をしてきた。その結果、いくつかの興味深い事実が明らかになった。

その一つは、問2の結果から、9割以上の教職員が性的マイノリティ全体に占める性同一性障害(者)の割合を誤認しているということであった。今回の調査では、多くの教職員たちが、性的マイノリティ全体に占める性同一性障害の割合を実際よりもはるかに多く見積もっていた。先行研究[日高 2013]においても、同性愛について教える必要があると考える者よりも、性同一性障害について教える必要があると考える者の方が若干多いという結果は示されていたが、教職員の間には「性的マイノリティ=性同一性障害」という誤った認識が広がっている可能性が示された。こうした認識が広がっている背景には、性的マイノリティに関する文部科学省のこれまでの通知や教職員向け周知資料の内容が、性同一性障害に偏っていたことがその一因と考えられる。またさらに、性同一性障害という医学用語を用いれば、同性愛や両性愛などの異性愛規範を揺さぶる存在について触れることを回避できることから、性同一性障害という用語が同性愛嫌悪を覆い隠す都合の良い言葉として、教員たちの間で好

んで用いられた結果であるとも考えられる。誤った認識が教員たちの間で広がった原因が何であろうとも、教員が「性的マイノリティ＝性同一性障害」といった認識を持つことは極めて危険なことである。「性的マイノリティ＝性同一性障害」と捉えることが危険である理由の一つは治療を必要としない当事者の子どもを医療に接続させ、不可逆的な治療に誘導してしまう可能性があるからである。さらに、教員が性同一性障害（者）という診断を唯一の生き方として提示してしまうことによって、多様な生き方（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど）を選択する自由と未来とを子どもから奪うこともなりかねない。教職員はこのような危険性について十分理解し、多様な生き方や選択肢があることを子どもたちに示すことが大切である。

また、問4の結果からは、4割近い教員たちが、同性婚と少子化との間になんらかの因果関係があると考えていることが明らかになった。少子化が進む日本では当然のことながら同性婚は認められていなし、同性婚法が施行された国（例えばオランダなど）で少子化が進んだことを示す科学的なデータも存在していない。したがって、同性婚と少子化との間に因果関係があるという言説は、科学的な根拠を持たない「ニセ科学」にすぎない。教員がこのようなニセ科学を信じ、性的マイノリティの人権を社会的に保障することに否定的な言動をすれば、当事者の子どもの自尊感情を低下させるだけでなく、子どもたちに偏見を教えることになりかねない。

このように、今回のアンケート調査からは、教職員たちが性的マイノリティや性の多様性について十分な理解をしているとは言えない実態が明らかになった。これは、教職員たちが多様な性のあり方や性的指向及び性自認といった概念について十分なトレーニングを受けないうまま教職に就いた結果であるとも言える。そうした教員たちの認識を問い直すことは今後の大きな課題の一つである。したがって、現職の教職員に対して性の多様性に関する正確な情報提供などを含む教職員研修を行うことが不可欠である。さらに今後は、教員養成の段階で性的指向及び性自認の多様性に関する適切な情報提供がなされることが必要である。性的指向及び性自認の平等や人権について、教職員が継続して学ぶことができるシステムの構築と教員養成の段階で性の多様性に関する学びを定着させることが今後は必要であると考えられる。

#### 引用・参考文献

- 電通総研 2012 「LGBT 調査2012」(2014年10月10日入手) <http://dii.dentsu.jp/project/other/index.html>  
電通 2015 「電通ダイバーシティ・ラボが『LGBT 調査2015を実施』——LGBT 市場規模を約5.9兆円と算出——」『dentsu NEWS RELEASE』(2015年5月1日入手) <http://www.dentsu.co.jp/news/release/pdf-cms/2015041-0423.pdf>  
エスムラルダ, KIRA 2015 『同性パートナーシップ証明, はじまりました。渋谷区・世田谷区の成立物語と手続きの方法』ポット出版

- 日高庸晴・木村博和・市村誠一 2007「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート 2」(2012年10月19日入手) <http://www.j-msm.com/report/report02/>
- 日高庸晴 2013『子どもの“人生を変える”先生の言葉があります。』平成25年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策事業
- Human Rights Watch 2016 *The Nail That Sticks Out Gets Hammered Down: LGBT Bullying and Exclusion in Japanese Schools* (=『出る杭は打たれる』日本の学校における LGBT 生徒へのいじめと排除)
- 池田官司 2013「性同一性障害当事者数の推計」『産婦人科の実際』Vol. 62 No. 13. pp. 2105-2109.
- いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン 2014「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)結果報告書」(2014年5月30日入手) <http://endomameta.com/schoolreport.pdf>
- 糸島市教育委員会 2018『人権教育の手引き3～多様な性を理解し、ともに生きるために～』
- 風間孝・河口和也 2010『同性愛と異性愛』岩波書店
- 小宮明彦 2011「多様な性をめぐる(性)教育に関する一考察」『論叢クィア』Vol. 4 pp. 135-150.
- 文部科学省 2008a『小学校学習指導要領』
- 文部科学省 2008b『中学校学習指導要領』
- 文部科学省 2009『高等学校学習指導要領』
- 文部科学省 2010「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について(通知)」
- 文部科学省 2014「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について(概要)」
- 文部科学省 2015「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」
- 文部科学省 2016「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」
- 文部科学省 2017「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領案及び中学校学習指導要領案に対する意見公募手続き(パブリックコメント)の結果について」(2017年5月17日入手) <https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000157166>
- 谷口洋幸 2011「セクシュアルマイノリティの人権に関する国連決議」『季刊セクシュアリティ』No. 53.

表 1 質問項目と選択肢

問 1 これまで性の多様性や性的マイノリティに関する研修を受けたことがありますか。						
1	2	3	4	5		
0回	1回	2回	3回	4回以上		
問 2 「性的少数者」のうちどのくらいの割合が「性同一性障害者」だと思いますか。						
1	2	3	4	5		
100%	80%	50%	20%	1%以下		
問 3 東京都渋谷区で始まった「同性カップルに結婚に相当する証明書を発行する制度」は、婚姻制度と比べて平等な制度だと思いますか。						
1	2	3	4	5		
過剰な配慮である (必要ない)	平等である	少しは平等	あまり平等ではない	全く平等とはいえない		
問 4 「同性婚」が認められると「少子化」が進むと思いますか。						
1	2	3	4	5		
とても進む (深刻化する)	ある程度進む	わずかに進む	進まない	少子化が止まる (改善される)		
問 5 「性的少数者」の存在や「多様な性」について、子どもにはいつから教えるべきだと思いますか。						
1	2	3	4	5	6	7
小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校	高校	大学	教える必要 はない

## Summary

# An Examination of Teachers and Staffs' Understanding of Gender and Sexual Diversity in Japanese Schools

Yutaka MANO

This study seeks to investigate teachers and staffs' understanding of sexual minority in Japanese schools. We have conducted a questionnaire survey regarding issues on gender and sexual diversity among staff working at elementary schools, junior high schools and senior high schools in Japan (N = 482) between April 2015 and August 2016.

The results revealed that over 90% of the respondents overestimated the number of GID individuals in the overall LGBTQ + population. In addition, when asking about the relationship of “same-sex marriage” and population decline, about 40% of the respondents considered that sexual minorities resulted in the depopulation.

These findings indicated that the majority of Japanese school staffs were lack of accurate knowledge and understanding of gender and sexual diversity. We suggest that the uptake of training on sexual and gender diversity for school members offer a way to change this situation.